

ホームヘルプサービスにおけるコーディネーターの役割葛藤の現状

— サービス提供責任者の実践に焦点をあてて —

鳥海 直美

キーワード：ホームヘルプサービス home help service, 役割葛藤 role conflict,
倫理的ジレンマ ethical dilemma

1. はじめに

社会福祉基礎構造改革によって、利用者本人の自己決定を支援する仕組みがサービス供給システムに導入されたと同時に、サービス提供体制の効率性が求められるようになった。また、社会的介護の費用抑制の面から、介護報酬の対象となる介護行為や業務範囲が明示されるなど、ケア専門職の裁量を限定する規制が強められた。これらを契機として、ケア専門職は次のような倫理的課題に一層向き合うことになった。第1に、本人の自己決定を最大限に尊重することと、自立支援やQOLの向上などのケア専門職としての責務をいかにして両立させるかという課題である。在宅高齢者の場合、加齢に伴う精神・身体機能低下によって意思決定が困難であることが多く、ケア専門職の判断はなおさら複雑となる可能性が高い¹⁾。第2に、個人のニーズを充足しながらサービスの質を確保することと、サービス提供体制の効率性を確保することをいかに両立させるかという課題である。社会的介護の効率化・合理化によって無報酬部分のサービスが切り捨てられることや、ケア専門職の過度の人員削減やパート化が図られることは、サービス提供組織における倫理の空洞化をもたらし、専門性に基づく判断の無力化につながると懸念されている²⁾。

ところで、介護保険制度下における訪問介護事業所には、介護福祉士資格などを要件とするサービス提供責任者（以下、コーディネーター）を配置することが義務づけられ、利用申込に係わる調整、訪問介護計画の作成、訪問介護員（以下、ヘルパー）に対する技術指導などを行うこととされ、サービス提供体制を整えながらサービスの質を確保する重要な役割をになっている。コーディネーターの機能は、①支援関係形成機能、②ホームヘルプサービスの調整機能、③マッチング機能、④ヘルパー支援機能、⑤連携機能に整理され、その役割は、本人、ヘルパー、ケアマネジメントシステムを媒介しながら多岐にわたっている³⁾。つまり、コーディネーターは日常生活の遂行に向けて個別なニーズを充足するというケア専門職としての責務を有しているのみならず、運営基準を遵守することが社会的に要請され、さらに、ケアマネジメントと連動してホームヘルプサービスを提供することが求められている。

このように複数の役割期待を有しながら意思決定を行うコーディネーターは、家族や他職種などによる判断の影響を避けられず、何らかの役割葛藤に直面していることが推察される。コーディネーターが経験する役割葛藤の現状を把握し、その根底にみられる価値や倫理の対立構造を明らかにすることは、高齢者の利益や尊厳を守るというケア専門職としての本来の役割の再発見につながるといえる⁴⁾。このようなことから、本研究においては、ホームヘルプサービスにおけるコーディネーターの役割葛藤の現状を探索的に明らかにし、その特性を検討することを目的とする。

2. 研究方法

(1) 調査対象および調査方法

A市の訪問介護事業所のサービス提供責任者50人を対象とした。これらは、A市外郭団体が主催する現任者研修の参加者であり、訪問介護員や運営管理者などを兼任している者も含めた。留め置き調査法によって、コーディネーターとして日常業務を遂行するうえでの役割葛藤について、カードに1件ずつ自由記述で回答を求めた。調査は2004年11月5日に研修会場で実施した。なお、コーディネーターの役割葛藤に関する概念の共通認識をはかるた

めに、自由記述回答を求めることに先立って、コーディネーターとしての倫理と役割に関して概説し、役割葛藤の実例を示した。

調査にあたっては、研修内容を検討する段階で、本調査の趣旨と目的について研修主催者に口頭および文書で説明して了解を得た。また、研修当日に参加者に対して調査の協力を依頼して同意を得た。回答にあたっては、回答者と所属機関の匿名性が確保されるよう無記名とし、記述したくない内容については回答を拒むことができるものとして回答者の自由意思を尊重した。さらに、利用者のプライバシーが確保されるよう、利用者個人が特定できないような記述方法による回答を求めた。

(2) 用語の定義

役割葛藤の定義は Kahn によるものが広く支持されているが、それによると「組織構造によって規定された役割と、ある個人にとってとり得る別の役割との間の葛藤」であり、「2つ以上の一方に従えば一方には従うことが困難な役割が同時に存在する状態」とされる⁵⁾。

一方、役割葛藤に類似した概念に倫理的ジレンマがある。葛藤とジレンマはほぼ同義に用いられ、それらは2つ以上の行動の選択肢がある状態であり、その選択肢には異なる価値観が付随するとされる⁶⁾。また、専門職に課せられた倫理・原則・社会的規則は、専門職が役割を遂行するための判断基準であり、これらは意思決定過程に連続性をもって位置づけられる⁷⁾。よって、ケア専門職の意思決定過程において判断基準の対立構造に焦点をあてたものが「倫理的ジレンマ」であり、役割期待の対立構造に焦点をあてたものが「役割葛藤」であるといえる。本研究においては、ケア専門職の思考過程にみられる対立構造を探索的に把握することを目的とし、役割葛藤と倫理的ジレンマの概念を一体的に捉えることとする。

そこで、ホームヘルプサービスのコーディネーターが置かれている社会的状況を考慮しながら、本研究における役割葛藤の定義を「本人、家族、ヘルパー、所属機関、ケアマネジャー、他職種、他機関、制度・供給システムなどとの関係において、複数の役割が期待される中で、ある役割を遂行しようとする、他の役割と矛盾や対立が生じ、それらを同時に遂行できない状態」とした。

(3) 分析方法

回答直後に調査対象者6～7人から構成される8グループに分かれ、筆者も参加して自由記述データをKJ法により分類した。同一内容をまとめたうえで、役割葛藤の内容や特性が類似しているものを小カテゴリー・中カテゴリーに整理し、それぞれのカテゴリーにタイトルをつけた。研修終了後、8グループの自由記述データおよび分類結果を統合し、分類の妥当性を検討しながら連関図(図1)を作成した。

3. 調査結果

(1) 回答者の基礎属性

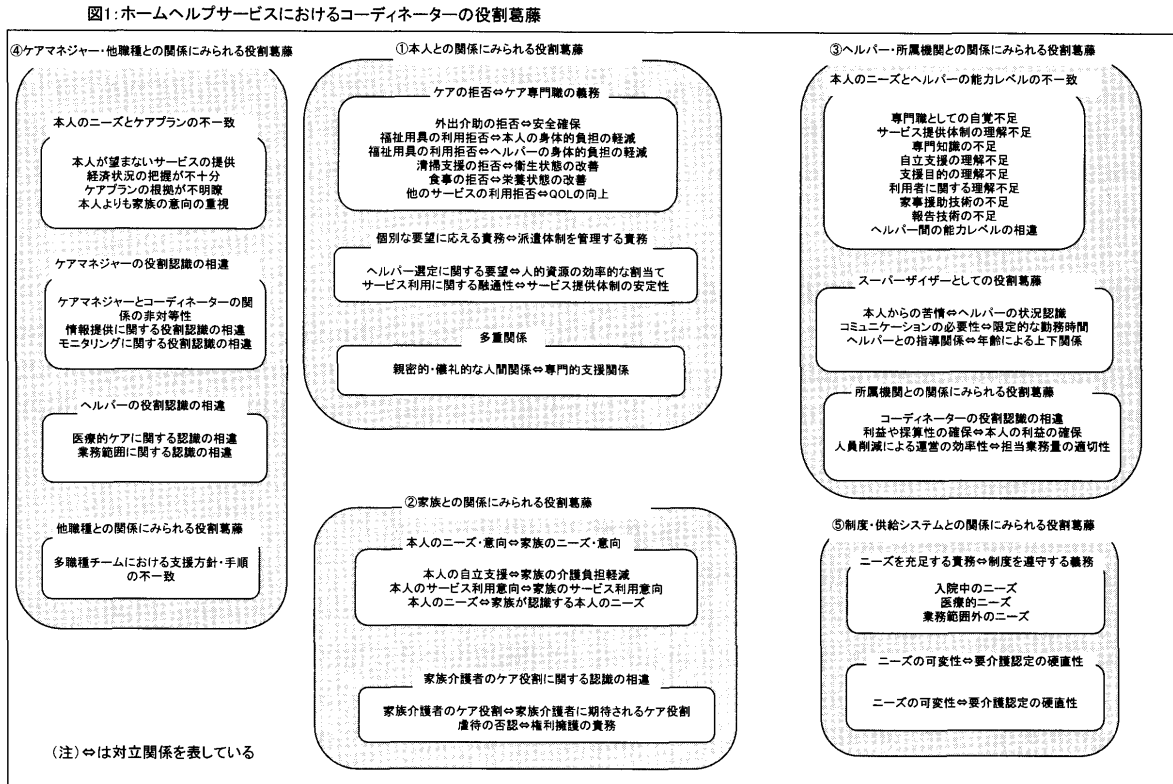
表1のとおり、所持資格については、「ホームヘルパー1級」が52.0%と最も大きな割合を占め、次いで「介護福祉士」が32.0%であった。現職経験年数は「1年未満」が36.0%、「1～2年未満」が26.0%であった。

表1: 回答者の基礎属性

		N=50	
		度数(人)	割合(%)
資格(複数回答)	介護福祉士	16	32.0
	ホームヘルパー1級	26	52.0
	ホームヘルパー2級	13	26.0
	介護支援専門員	4	8.0
	看護師	1	2.0
	准看護師	3	6.0
コーディネーター経験年数	1年未満	18	36.0
	1～2年未満	13	26.0
	2～3年未満	11	22.0
	3年以上	8	16.0

(2) コーディネーターの役割葛藤の内容

調査の結果、233件の自由記述回答が得られた (No.1~No.233)。コーディネーターが関係を形成する対象に着目してそれらを分類したところ、①本人、②家族、③ヘルパー・所属機関、④ケアマネジャー・他職種、⑤制度・供給システムとの関係における役割葛藤の5領域に大別された。それらは図1に示すとおりであり、これらが単独あるいは複数に組み合わせられて経験される。以下に、自由記述データを例示しながら役割葛藤の内容を領域別かつカテゴリ別に記す。



①本人との関係にみられる役割葛藤

a) ケアの拒否とケア専門職の義務の対立による葛藤

「自宅で1日に何度も転んでしまう方に、買い物などの際に外出介助の利用を促すが、他人の手を借りたくないと言われる(No.2)」のように、外出介助を望まない本人の思いを尊重することと、安全確保の義務の対立による葛藤が確認された。また、「起居の不便を訴える本人にベッドの利用をすすめるが利用されない(No.11)」のように、福祉機器の利用を望まない本人の意向を尊重することと、本人の身体的負担の軽減をはかることの対立による葛藤が確認された。このようなケアの拒否とケア専門職の義務の対立による役割葛藤の同類項として、福祉用具の利用の拒否とヘルパーの身体的負担の軽減の対立、清掃支援の拒否と衛生状態の改善の対立、食事の拒否と栄養状態の改善の対立、他のサービスの利用拒否とQOLの向上の対立による葛藤がみられた。

b) 個別な要望に応える責務と派遣体制を管理する責務の対立による葛藤

「長期間担当していた特定のヘルパーの交代の申し入れをしたら、契約を解除して事業所を変えろと言われた(No.24)」などのように、ヘルパーの選定に関する要望を尊重することと、限られた人的資源を効率的に割り当てる役割の対立による葛藤が確認された。このようなヘルパーの派遣体制を管理する役割を巡る葛藤の同類項として、緊急のキャンセルや日時変更の希望がみられた際にサービス利用の融通性を図ることと、サービス提供体制の安定性を確保することの対立による葛藤が示された。

c) 多重関係による葛藤

「利用者にお茶やお菓子をすすめられが断るのに困る(No.43)」のように、親密的な人間関係を志向する本人の思いを尊重することと、専門職として支援関係を形成する役割との間で葛藤している状況が確認された。

②家族との関係にみられる役割葛藤

a) 本人と家族のニーズや意向の相違による葛藤

「本人はトイレに行きたいが、トイレの介助が大変だからという理由で家族はオムツを希望される(No.61)」のように、本人の自立を支援する役割と、家族の介護負担を軽減する役割の対立による葛藤がみられた。逆に、「本人が負担に感じているリハビリを家族が強いる(No.65)」のように、本人と家族のサービス利用意向が一致しない場合にも葛藤がみられた。また、「認知症の本人が好むものを買っているが、別居している娘さんからいつも同じものが冷蔵庫にあると言われる(No.68)」というように、本人のニーズを巡って本人と家族の認識の相違による葛藤が確認された。

b) 家族介護者のケア役割に関する認識の相違による葛藤

「家族の協力がなくサービス時間だけでは利用者の日常生活に無理がある(No.83)」というように、家族介護者のケア役割を巡る認識の相違による葛藤がみられた。また、「家族介護者による虐待の事実が明白であるのに、本人が認めないので手が出せない(No.86)」のように、本人が家族からの虐待を否認する場合には、権利擁護の責務を巡って葛藤が示された。

③ヘルパー・所属機関との関係にみられる役割葛藤

a) 本人のニーズとヘルパーの能力レベルの不一致による葛藤

「ヘルパーが急に予約していたサービスをキャンセルする(No.94)」、「ヘルパーが自分の都合で直接利用者と相談して提供時間や提供日を変更する(No.100)」のように、専門職としての自覚の不足やサービス提供体制の理解不足など、ヘルパーの能力レベルが不十分なことによってニーズを充足できないという葛藤がみられた。このような役割葛藤の同類項として、専門知識の不足、自立支援の理解不足、支援目的の理解不足、利用者本人に関する理解不足、家事援助技術の不足、報告技術の不足によるものがみられた。また、「複数のヘルパーがサービスに入っている場合、サービス提供方法が一定でないために利用者に迷惑がかかる(No.107)」というように、ヘルパー間の能力レベルの相違によってサービスの質を一定に確保できないという葛藤がみられた。

b) スーパーバイザーとしての役割葛藤

本人からの苦情の内容とヘルパーが認識する状況が異なる場合には、コーディネーターが客観的に判断することが難しいという葛藤がみられた。また、「本人からのキャンセルや予約変更をヘルパーに伝える際に連絡がとりにくい(No.121)」、「ヘルパーとのコミュニケーションがうまくいかず、現状のサービスをどのように思っているかわからない(No.126)」などのように、ヘルパーを支援する役割があるにもかかわらず、ヘルパーの勤務時間が限られているために意思疎通が難しいという状況が示された。さらに、「年上の登録ヘルパーが多いので、注意する時などは言葉使いなどにとっても悩む(No.129)」というように、年齢層が比較的に高い登録ヘルパーを指導する場合には、コミュニケーションのとり方に複雑な思いを感じている状況が確認された。

c) 所属機関との関係にみられる役割葛藤

「ヘルパーのマッチング(派遣調整)に運営管理者が口をはさんで干渉する(No.134)」というように、コーディネーターの役割に関する認識の不一致による葛藤がみられた。また、「要介護度の低い利用者に対して過剰なサービスを提供するように運営管理者が求めてくる(No.139)」というように、本人の利益を確保する役割と、所属機関の利益や採算性を確保する運営方針の対立による葛藤が確認された。さらに、人員削減によって運営を効率化することと、コーディネーターの担当業務量の適切性を維持することの対立による葛藤がみられた。

④ ケアマネジャー・他職種との関係にみられる役割葛藤

a) 本人のニーズとケアプランの不一致による葛藤

「利用者の望まないサービスを組み込んだケアプランを持ち込まれ、現場でヘルパーが時間を持て余して困っている(No.157)」というように、本人の望まないサービスがケアプランに組み込まれていることによってサービス調整に困難がみられた。このような役割葛藤の同類項として、ケアマネジャーによる経済状況の把握が不十分、ケアプランの根拠が不明瞭、本人よりも家族の意向が重視されていることによる葛藤がみられた。

b) ケアマネジャーの役割認識の相違による葛藤

「他の事業所は業務範囲を越えたサービスをしてくれるとケアマネジャーから言われ、他の事業所に切り替えられた(No.153)」などのように、ケアマネジメントシステムにおいて一定の権限を有するケアマネジャーと、サービスを依頼される側のコーディネーターの関係が対等でないことによる葛藤がみられた。また、「病歴や感染症の有無などをケアマネジャーも把握していないので、それらが不明のままケアに入らざるを得ない(No.170)」などのように、ケアマネジャーからの情報提供が不十分であるために、実際のサービスに困難が生じている状況がみられた。また、「ヘルパーが実際の支援を通して把握したニーズをケアマネジャーに伝えているがまったく理解してくれない(No.173)」というように、ケアプランが変更されないことによる葛藤がみられた。

c) ヘルパーの役割認識の相違による葛藤

介護保険制度下においては、医療的ニーズや業務範囲外のニーズに対してヘルパーが対応することに制限が設けられているが、このようなヘルパーの限定的な役割についてケアマネジャーとコーディネーターとの間で共通理解や合意形成がなされていないことによる葛藤がみられた。

d) 他職種との関係にみられる役割葛藤

「アルコール依存症の利用者に対しての訪問回数や支援方針について、ケアマネジャーと訪問看護師との見解が一致せずに困る(No.194)」のように、複数の専門職が判断する支援方針や手順の不一致による葛藤がみられた。

⑤ 制度・供給システムとの関係にみられる役割葛藤

a) ニーズを充足する責務と制度を遵守する義務の対立による葛藤

「入院するとヘルパーが使えないので、独居の生計困難者の支援に困っている(No.197)」、「入院中の利用者から外出したいので介護をしてほしいと依頼されたり、病院の看護師から本人の必要なものを届けて欲しいと依頼されて困る(No.198)」というように、入院中の個別なニーズを充足する責務と、制度を遵守する義務の対立による葛藤がみられた。また、「服薬、目薬、湿布、軟膏塗布、爪切りなどは制度上の制約がありながら、ヘルパーが支援せざるを得ない状況がある(No.199)」というように、日常生活場面での医療的ニーズを充足する責務と制度を遵守する義務の対立による葛藤がみられた。なお、2005年3月末に厚生労働省より、爪切りや薬の内服介助などの「医療行為」についての範囲を見直し、一部を除外してヘルパーなどにもできるようにする方針が示されたが、本調査はそれ以前に行われたものであり、本研究結果には一切反映していない。さらに、「日常的に使用されている居室のみしか掃除できないが、他の部屋がほこりだらけになってしまう(No.204)」などのように、業務範囲外のニーズを充足する責務と制度を遵守する義務の対立による葛藤がみられた。

b) ニーズの変異性と要介護認定の硬直性の対立による葛藤

「要介護認定においては身体的な自立度が重視され、うつなど精神的な面が軽視されるため、サービスの量が制限されて十分な支援ができない(No.218)」、「頑張って生活している方の要介護認定が要支援に変更され、サービス時間が制限されたためにデイサービスでの入浴ができなくなった(No.221)」などのように、要介護認定システムの硬直性が、日常生活において変化するニーズに沿った柔軟なケアの提供を困難にしている状況がみられた。

4. 考察

(1) コーディネーターの役割葛藤の分類妥当性に関する検討

調査結果より、コーディネーターの経験する役割葛藤の内容は、①本人との関係にみられる役割葛藤、②家族との関係にみられる役割葛藤、③ヘルパー・所属機関との関係にみられる役割葛藤、④ケアマネジャー・他職種との関係にみられる役割葛藤、⑤制度・供給システムとの関係にみられる役割葛藤の5領域に大別された。この分類の妥当性を先行研究に照らして検討する。

沖田は高齢者介護における諸目標・諸価値の矛盾による倫理的ジレンマの分類を、①クライアント、②クライアントと家族、③組織の運営方針、④専門職間、⑤機関間、⑥制度・政策および供給体制の6領域に整理している⁸⁾。また、介護支援専門員が経験する倫理的ジレンマに関する質的調査においては、①高齢者の自律性援助と援助する義務の対立、②本人と家族の意向の不一致、③在宅介護の継続と施設入所の対立、④異なる専門職間の葛藤、⑤組織間の葛藤、⑥ケアマネジメントにおける情報提供と秘密保持、⑦所属機関との葛藤という7つの概念を抽出している⁹⁾。これらのうち、「③在宅介護の継続と施設入所の対立」「⑥ケアマネジメントにおける情報提供と秘密保持」という概念は本研究結果では確認されなかったが、これらはケアマネジャーに特徴的な役割葛藤であるといえる。さらに、看護領域における倫理的課題の分類についてはFryによるものが支持され、それらは、①患者などの人々、②実践、③社会、④同僚や他職種など共に働く人々、⑤専門職の5領域とされる¹⁰⁾。

これらのことから、本研究結果で得られたコーディネーターの役割葛藤の分類は、高齢者介護に従事するケア専門職の役割葛藤の分類に関する先行研究に沿った妥当なものであり、他職種の役割に固有なものが除外されていると判断できる。

(2) コーディネーターが経験する役割葛藤の特徴

本研究結果で確認された役割葛藤の特徴を検討し、コーディネーターの置かれた社会的状況やその役割特性について考察を加える。

第1に、本人とコーディネーターとの関係においては、本人の自己決定を尊重する価値を巡って葛藤がみられた。生活様式の個別性を確保しながら日常生活の遂行を支援するコーディネーターには¹¹⁾、本人の生活観・自立観・介護観を尊重することが求められるが、そのような高齢者本人の価値規範とケア専門職の価値規範とは必ずしも一致するものではない。むしろ、日常生活場面でケアを提供するホームヘルプ実践においては、個人の価値規範と専門職の価値規範の対立が引き起こされやすいと考えられる。また、ヘルパーの選定を巡って葛藤がみられたが、本人とヘルパーの関係性を重視する価値判断と、事業所として安定的かつ効率的にサービスを提供するという管理志向の価値判断の対立構造を汲み取ることができる。

第2に、本人と家族の意向の相違による役割葛藤が確認された。この背景には、社会的介護サービスが普及したとはいえ、在宅における高齢者介護の大半は家族によって提供され、訪問介護計画の内容に家族の意向が影響を与えている現状がある¹²⁾。

第3に、スーパーバイザーとしての役割葛藤の背景には、現行のサービス提供体制が登録ヘルパーに依存せざるを得ない状況であることに加えて、所属機関でスーパーバイザーの役割の重要性が共有されていない状況があると考えられる。また、所属機関との関係にみられる役割葛藤には、採算性の確保に向けた管理志向の価値判断と、本人の利益の確保を重視する価値判断の対立構造がみとれる。このような役割葛藤には運営管理の一部をになうコーディネーターの職務特性が影響していると考えられる。

第4に、ケアマネジャーとの関係における役割葛藤の背景には、ケアマネジメントシステムにおいて他職種に対してケアマネジャーの権限が大きく、本人の意思決定にもケアマネジャーの関与が大きい状況があるものと考えられる。また、本人のニーズとケアプランの整合性がとれていない状況がみられたが、ケアプランを作成する段階でケアマネジャーが把握できるニーズには限界があり、ヘルパーが生活行為を本人と共同で形成することによって把握するニーズをケアマネジャーと継続的に共有するようなモニタリングのあり方が求められている。

第5に、個別のニーズを充足する責務と、制度を遵守する義務の対立による役割葛藤がみられた。介護保険制度

下においては、業務範囲外のニーズについては、ホームヘルプサービスに代替するインフォーマルな社会資源によって補完することとされる。しかしながら、ケアマネジャー自身の認識不足、社会資源の不足、社会資源を開発する責任主体が不明瞭などの理由によって十分に補完できていない現状があり、そのようなニーズに直面し続けなければならないコーディネーターに役割葛藤がもたらされているといえる。

5. おわりに

ホームヘルプサービスにおけるコーディネーターが経験する役割葛藤の特徴を概観したところ、それらに潜在する倫理的問題を個人的な問題ではなくシステムの問題として捉えることの重要性が示唆された。また、コーディネーターには、本研究で明らかになった倫理や役割の対立構造を顕在化できるような倫理的感受性や道徳的推論力が求められ、これらを培うことのできる養成教育および現任者研修のカリキュラムが構築されなければならない。さらに、社会資源や制度の弊害によって充足されないニーズを提起するアドボカシーに関する技量もコーディネーターに求められよう。ホームヘルプサービスが家族介護の代替にとどまるのではなく、コミュニティケアのあり方を変容させる役割を果たすためには、本人の日常生活とケアマネジメントシステムとを継続的に媒介するコーディネーターの役割が重要であり、多職種チームにおいてその役割を明確に位置づけていく必要がある。

最後に調査方法上の課題を述べる。調査対象者は無作為抽出でないことから、本研究結果はコーディネーターが経験する役割葛藤の全容ではなく、本研究結果を一般化することはできない。また、自由記述による定性調査を採用したため、データの分類妥当性については定量調査によって精度を高める必要がある。さらに、役割葛藤は本調査で分類したような直線的な関係においてみられるのではなく、様々な人々や職種が関連する社会的相互作用のなかで生成すると考えられ、質的調査を推し進めて役割葛藤が形成される過程を明らかにする必要がある。

謝辞

調査にご協力いただいた訪問介護事業所のサービス提供責任者の方々、並びに、研修主催者の方々に御礼を申し上げます。また、自由記述データの入力およびデータの分類妥当性を検討するにあたっては、蘇珍伊氏（大阪市立大学大学院後期博士課程）、樽井康彦氏（同前期博士課程）の協力を得ました。ここに謝意を表して感謝いたします。なお、本研究は平成16年度（財）社会福祉振興・試験センター研究委託事業「ソーシャルワーカーとケアワーカーの役割葛藤および倫理的ジレンマに関する研究」（研究代表者：大阪市立大学大学院教授・白澤政和）の一部として行われたものである。

引用文献

- 1) 山本美輪・臼井キミカ：高齢者の身体的抑制に直面する病棟勤務看護職のジレンマの概要. 老年社会科学25(4), 417 (2004)
- 2) 沖田佳代子：長期介護における倫理－高齢者の自律性支援をめぐる諸問題－. 愛知県立大学3(1), 17 (2001)
- 3) 鳥海直美・岡田進一・白澤政和：ホームヘルプサービスにおけるコーディネーターの役割構造－サービス提供責任者の実践に焦点をあてて－. 生活科学研究誌3, 1-3 (2004)
- 4) 岡崎寿美子・小島恭子編：ケアの質を高める看護倫理 ジレンマを解決するために. 医歯薬出版, 東京, 26 (2002)
- 5) KahnR,WolfeD：Role Conflict in Organizations. KahnR et al, Power and Conflict in Organizations, 115-126(1964)
- 6) Joyce E. Thompson, Henry O. Thompson: Bioethical Decision Making for Nurses. 山本千紗子監訳：看護倫理のための意思決定 10のステップ. 日本看護協会出版会, 東京, 234 (2004)
- 7) Beauchamp T.L & Childress J.F: Principles of Biomedical Ethics 4th edn. Oxford University Press, New York. (1994)
- 8) 沖田佳代子：高齢者介護における倫理的意思決定－ソーシャルワークにおける道徳的推論の適用に関する議論からの一考察. 社会福祉学42(2), 151-153(2002)
- 9) 沖田佳代子：介護サービス計画の決定作成における倫理的ディレンマ－ケアマネジャーに対する訪問面接調査から－. 社会福祉学43(1), 80-89(2002)
- 10) Sara T. Fry：Ethics in Nursing Practice A Guide to Ethical Decision Making. 片田範子・山本あい子訳：看護実践の倫理 倫理的意思決定のためのガイド. 日本看護協会出版会, 東京, 56-61 (1998)
- 11) 鳥海直美・松井妙子・笠原幸子・ほか. 高齢者の在宅ケアにおける訪問介護事業所のサービス提供責任者の役割特性－訪問介護・訪問看護・在宅介護支援センターにおける情報認識の比較から－. 日本在宅ケア学会誌9(1), 66-67 (2005)
- 12) 沖田佳代子：長期介護における倫理－高齢者の自律性支援をめぐる諸問題－. 愛知県立大学3(1), 18 (2001)

参考文献

- ・Frederic G.Reamer: Social work values and ethics. 秋山智久監訳：ソーシャルワークの価値と倫理. 中央法規出版, 東京 (2001)
- ・アニタ J ター吉安：看護実践で遭遇する倫理的問題点. INR 日本版編集委員会編, 臨床で直面する倫理的諸問題. 日本看護協会出版会, 東京, 106 (2001)
- ・ソーシャルケア研究会：平成16年度(財)社会福祉振興・試験センター研究委託事業ソーシャルワーカーとケアワーカーの役割葛藤および倫理的ジレンマに関する研究報告書 (2005)